

「土蔵 2（講座室）」の貸室使用について

1. 場 所：土蔵 2 一階の講座室（約 20 人収容可）
2. 使用時間：午前 9 時～午後 5 時（ただし入館は午後 4 時 30 分まで）
※連続使用期間は 1 日を超えることはできません。予約状況をご確認ください。
3. 使用料金：1 時間につき 3 0 0 円 ※主屋・展示室等の見学には別途入館料が必要
4. 備 品：事前にお問い合わせの上、ご確認ください

●講座室の使用について

- ・講座室を使用したい場合は「使用申請書（様式第 1 号）」に所定の事項を記載し、事業内容が分かる資料（企画書等）を添付して提出してください。
- ・「文化活動」のため使用する場合において使用が認められます。【「植田家住宅条例」第 7 条 1 項】

●文化活動の例

- (1) 文化振興に関すること
(絵画・音楽・舞台等の芸術文化、歴史・自然史・環境・経済等の生活文化に関する講座等)
- (2) 地域活動に関すること
(こども会、青少年育成、まちづくり協議会、社会福祉、地域ボランティア、女性会などの事業ほか)
- (3) その他公益性の認められるもの
- (4) 施設利用時（団体見学など）の控室の利用

ご利用にあたっての注意事項（許可後）【「植田家住宅条例」第 7 条 4 項】

◎共通事項

- ・危険物、動物（盲導犬、介助犬等を除く）を持ち込まないこと
- ・所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと（施設及び敷地内は禁煙）
- ・施設、備品、展示物等の取扱いを適切に行うこと
(破損・汚損・紛失等があった場合、関係者・参加者の行為による場合でも使用者において弁償すること)
- ・持込み備品及び貴重品については、各自で管理すること
(紛失、破損等に関して当施設では一切責任を負いません)
- ・他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと
- ・ゴミ類は、利用者で持ち帰ること

その他

- ・講座室以外の場所（主屋・土蔵 1・展示室）の見学は観覧料が必要となります。関係者及び参加者が利用する場合においても同じです。（無断で見学されていた場合は使用者に観覧料を求めます）
- ・使用後は設備等をもとの位置に戻し、施設担当者に報告、点検を受けてください。
- ・くれぐれも事故のないように安全に留意して使用してください。

施設名称「安中新田会所跡旧植田家住宅」管理運営概要

1. 開館時間

通 年 午前9時～午後5時（ただし、入館は午後4時30分まで）

2. 休館日

火曜日・祝日の翌日・年末年始

（火曜日が祝日となる場合は翌日を休館日とする）

3. 施設概要

旧植田家住宅は、宝永元年（1704）の大和川付替えにより開発された安中新田の会所屋敷で、新田を管理するための支配人を置き、現地の出先機関として設置した施設です。新田会所としては、府下でも現存するのが僅かに三箇所であることから、市指定文化財に指定されています。

■ 専有使用に貸し出しできる部屋

土蔵2 一階 講座室：（約20人、講座等の使用可）

4. 施設使用料金

施設観覧料：一般250円（120円）、高校・大学生120円（60円）、中学生以下は無料

※（ ）内は20名以上の団体の場合

施設使用料：講座室 1時間につき300円（講座室のみの使用の場合は観覧料不要）

5. 所在地

八尾市植松町1丁目1番25号

6. 交通の案内

- ・ JR大和路線八尾駅下車 南東へ徒歩3分
- ・ 近鉄大阪線八尾駅から近鉄バス藤井寺駅前行
JR八尾駅前バス停下車 南東へ徒歩5分

7. 問い合わせ先

安中新田会所跡旧植田家住宅

Tel/Fax 072-992-5311

八尾市 魅力創造部 観光・文化財課

Tel 072-924-8555

Fax 072-924-5593